



11月15日付
申9号

**本運用に残る課題を解消し現場社員が
安心して業務遂行できる環境を実現しよう！**

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する申し入れ

2月に開催した「モニタリング装置本運用に関する申し入れ」団体交渉では現場と支社の認識に相違が生じていることが明らかとなりました。「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」施策の大きな柱の一つである「線路設備モニタリング」の導入拡大に伴い、未だ現場社員の多くが疑問、問題点を抱えていることから新潟地本は申9号として11月15日に新潟支社に申し入れを行いました。

■ 申9号 申し入れ項目 ■

1. 保線部門の将来を担う若手社員の「技術継承」に対するあり方と現状認識、今後の考え方を明らかにすること。
2. 保線部門における現在の超過勤務の実績に対する考え方を明らかにすること。
3. 「線路設備モニタリング」が本運用されている保線技術センターのモニタリング教育修了者数を明らかにすること。
4. モニタリング教育とはどのレベルまで操作できることを目指しているのか考え方を明らかにすること。
5. 「線路設備モニタリング」を今後導入する線区の検証期間を明らかにすること。
6. 「線路設備モニタリング」を今後導入する保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおいて、モニタリングモニターの配備スケジュールを明らかにすること。
7. 「線路設備モニタリング」を今後導入する保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおけるモニタリング教育について、教育内容・教育期間の考え方を明らかにすること。
8. 「線路設備モニタリング」を今後導入する保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおけるモニタリング教育をおこなう部署を明らかにすること。
9. 「線路設備モニタリング」を今後導入する保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおいて本運用の開始時点においてモニタリング教育修了者数を明らかにすること。
10. 「線路設備モニタリング」が本運用されている保線技術センターで、モニタリング教育修了者を2020年度末までに何人育成していくのか考え方を明らかにすること。
11. 「線路設備モニタリング」が今後導入される保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおいて、モニタリング教育修了者を2020年度末までに何人育成していくのか考え方を明らかにすること。
12. 「線路設備モニタリング」の材料モニタリング処理をおこなうにあたり、個人差が生じている現状に対する考え方を明らかにすること。
13. 越後湯沢エリアセンターにおける現在員数の考え方を明らかにすること。
14. 本申し入れに対する回答は、2019年11月29日までとすること。